

JAS
0388

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

にんじんジュース及びにんじんミックスジュース

Carrot juice and Carrot mixed juice

1996年 3月 28日 制定

2023年 5月 25日 改正

農林水産省

目 次

ページ

1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	品質	2
4.1	にんじんジュース	2
4.2	にんじんミックスジュース	3
5	試験方法	3
5.1	一般	3
5.2	総カロテン量	4

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国トマト工業会から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格（令和元年6月27日農林水産省告示第475号）は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

にんじんジュース及びにんじんミックスジュース

Carrot juice and Carrot mixed juice

1 適用範囲

この規格は、にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの品質について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

JIS R 3505 ガラス製体積計

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

濃縮にんじん

にんじんを破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したもの

3.2

にんじんの搾汁

にんじんを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの又は濃縮にんじんを希釈して搾汁の状態に戻したもの

3.3

かんきつ類等の搾汁

かんきつ類、うめ若しくはあんずを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの又はこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの

3.4

濃縮かんきつ類等

かんきつ類、うめ若しくはあんずを破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したもの

3.5

調味料

食塩、はちみつ、砂糖類又は香辛料

3.6

にんじんジュース

次に掲げるもの

- a) にんじんの搾汁
- b) にんじんの搾汁にかんきつ類等の搾汁若しくは濃縮かんきつ類等を加えたもの又はこれに調味料を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁、濃縮かんきつ類等及び調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が3%未満のもの

3.7

果実の搾汁

かんきつ類、うめ及びあんず以外の果実を破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの又はこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの

3.8

野菜の搾汁

にんじん以外の野菜を破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの又はこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの

3.9

にんじんミックスジュース

次に掲げるもの

- a) にんじんの搾汁に果実の搾汁又は野菜の搾汁を加えたものであって、果実の搾汁及び野菜の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合がにんじんの搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を下回るもの
- b) a)にかんきつ類等の搾汁又は調味料を加えたものであって、果実の搾汁、野菜の搾汁、かんきつ類等の搾汁及び調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合がにんじんの搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を下回るもの（調味料を加えたものにあつては、調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が3%未満のものに限る。）
- c) にんじんの搾汁にかんきつ類等の搾汁又は調味料を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁及び調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が3%以上であり、かつ、にんじんの搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を下回るもの（調味料を加えたものにあつては、調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が3%未満のものに限る。）

4 品質

4.1 にんじんジュース

にんじんジュースの品質は、表1の品質基準に適合していなければならない。

表1-にんじんジュースの品質基準

区分	基準
性状	次による。 a) 香味及び色沢が良好であること。 b) きょう雑物がほとんどないこと。 c) 異味異臭がないこと。
総カロテン量	5.2によって試験したとき、4.0mg/100g以上。
原材料	次のもの以外のものを使用していないこと。 a) にんじん b) かんきつ類、うめ及びあんず
添加物	使用していないこと。
内容量	表示量に適合していること。

4.2 にんじんミックスジュース

にんじんミックスジュースの品質は、表2の品質基準に適合していなければならない。

表2-にんじんミックスジュースの品質基準

区分	基準
性状	表1の性状の基準による。
総カロテン量	5.2によって試験したとき、2.0mg/100g以上。
原材料	次のもの以外のものを使用していないこと。 a) にんじん b) 果実 c) 野菜 d) 調味料
添加物	次による。 a) CODEX STAN 192 3.2の規定に適合するものであって、かつ、その使用条件は同規格3.3の規定に適合していること。 b) 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。 c) a)の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法によって伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあっては、この限りでない。 1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法。 2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法。 3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法。 4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法。
内容量	表1の内容量の基準による。

5 試験方法

5.1 一般

試験に使用する試薬及び器具は、次による。

- a) 水 JIS K 0557 に規定する A2 又は同等以上のもの。
- b) 試薬 日本産業規格の特級等の規格に適合するもの (BHT を除く)。
- c) ガラス製体積計 JIS R 3505 に規定するクラス A 又は同等以上のもの。全量フラスコは、褐色のものが望まし

い。

- d) 遠心沈殿管 共栓又はねじ口のもの。褐色のものが望ましい。
- e) 濃縮装置用容器 褐色のものが望ましい。
- f) 測定用セル n-ヘキサンに耐性のある光路長 1 cm のもの。

5.2 総カロテン量

5.2.1 測定

測定は、次による。

- a) にんじんジュースにあつては試料約 0.5 g、にんじんミックスジュースにあつては試料約 1.0 g を 50 mL の遠心沈殿管に 0.1 mg の桁まではかりとり、5 %塩化ナトリウム溶液 10 mL を加えた後、0.1 %BHT エタノール溶液 10 mL、次いで n-ヘキサン 10 mL を加え、振とう機を用いて遠心沈殿管の内部の溶液が蓋と底に激しくぶつかる状態で 3 分間振り混ぜた後、遠心分離機を用いて遠心力 1 000×g で 10 分間遠心分離し、n-ヘキサン層を分取して濃縮装置用容器に入れる。
- b) 遠心沈殿管の残留物にさらに n-ヘキサン 10 mL を加え、振とう及び遠心分離を a)と同様に操作し、n-ヘキサン層を分取して a)の濃縮装置用容器に加える。この操作をさらに 2 回繰り返す。
- c) 濃縮装置を用い、40 °Cを目安として濃縮装置用容器中の n-ヘキサン層を留去する。濃縮装置で完全に n-ヘキサンを留去できない場合は、窒素を吹き付けて、n-ヘキサンを完全に留去する。直ちに n-ヘキサン約 3 mL を加えて残留物を溶解し、これを 20 mL 容全量フラスコに移し、さらに n-ヘキサンで数回洗い込みながら定容したものを試料溶液とする。
- d) 試料溶液の 453 nm における吸光度を n-ヘキサンを対照として測定する。

5.2.2 計算

総カロテン量は、次の式によって求める。

$$C = A \times \frac{1\,000}{E} \times \frac{20}{W}$$

ここで、

C : 総カロテン量 (mg/100 g)

A : 試料溶液の 453 nm における吸光度

E : 2 592 [1 %β-カロテン (溶媒 n-ヘキサン), 光路長 1 cm の吸光係数]

W : 試料採取量 (g)

制定等の履歴

制 定 平成8年3月28日農林水産省告示第 388号
改 正 平成18年1月18日農林水産省告示第 76号
確 認 平成24年7月17日農林水産省告示第1681号
改 正 平成28年2月24日農林水産省告示第 489号
改 正 平成29年10月20日農林水産省告示第1576号
改 正 令和元年6月27日農林水産省告示第 475号
最終改正 令和5年5月25日農林水産省告示第 605号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和5年5月25日農林水産省告示第605号
令和5年5月25日から施行する。